

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付申請書
(補助事業名を記載)

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第6条第1項の規定により、金〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施計画書（別記〇別紙様式第〇号）のとおり

(注) 有機転換初年度のほ場環境整備等に対する支援事業（別記5）については、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）別紙様式第3号による事業実施計画書を添付すること。

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 振込先口座

(1) 金融機関名及び支店名：

(2) 口座種別：

(3) 口座番号：

(4) 口座名義：

(5) フリガナ：

(6) 電話番号：

様式第1-2号（第6条第1項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿
(〇〇市・町・村経由)

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付申請書
(補助事業名を記載)

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第6条第1項の規定により、金〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施計画書（別記〇別紙様式第〇号）のとおり

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 振込先口座

(1) 金融機関名及び支店名：

(2) 口座種別：

(3) 口座番号：

(4) 口座名義：

(5) フリガナ：

(6) 電話番号：

番 号
年 月 日

〇〇市・町長 殿

県北農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付決定通知書
(有機農業のモデル団地育成支援)

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた交付対象者は、次の法律、要項等に従わなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)
- (2) 茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項(令和 6 年 5 月 9 日付け農技第 198 号。以下「要項」という。)

3 交付対象者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費

税仕入控除税額を含めて申請した事業実施主体がある場合は、当該事業実施主体について、次の条件に従って対応しなければならない。

- (1) 交付対象者は、要項第 14 条に基づく実績報告を行うに当たって、上記の各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- (2) 交付対象者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 号によりその金額（実績報告において（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに所長に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

4 交付対象者は、この補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

5 前項の財産のうち 1 件あたりの取得価格が 50 万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、期間の定めなく。）においては、交付決定者の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容に金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項が補助金交付申請書に記載されている場合は、交付決定者の承認を受けたものとする。

6 前項の場合において、交付決定者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

7 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

8 交付対象者は、事業実施主体に対して補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) (1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農

林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付決定通知書
(地域における有機農業産地づくり支援)

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた交付対象者は、次の法律、要綱、要項等に従わなければならない。なお、地方公共団体である交付対象者が更に地方公共団体以外の事業実施主体に当該補助金を交付する場合も、これに準じるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、同施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則 (昭和 31 年農林省令第 18 号)
- (2) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱 (令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下「補正要綱」という。) 又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱 (令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知。以下「当初要綱」という。)
- (3) 茨城県補助金等交付規則 (昭和 36 年茨城県規則第 67 号)、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項 (令和 6 年 5 月 9 日付け農技第 198 号。以

下「要項」という。)

- 3 交付条件として、要項第 17 条に規定する事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。
- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額については、要項に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、当該金額を補助金額から減額して報告しなければならない。なお、要項に規定する実績報告書を提出した後において消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けて、これを返還することとなる。
- 5 交付対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 6 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 前項の財産のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めがない財産については、期間の定めなく。）において、交付決定者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が要項第 6 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 7 条第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - （2）本来の補助の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 8 前項に定める期間において、交付決定者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 9 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、補正要綱別記様式第 10 号又は当初要綱別記様式第 10 号の財産管理台帳及びその関係書類を整備

保管しなければならない。なお、補正要綱別記様式第 10 号又は当初要綱別記様式第 10 号の書式により難い場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができるものとする。

10 事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、補正要綱別記様式第 12 号又は当初要綱別記様式第 12 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付決定通知書
〔 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援・規模拡大のための農地貸付協力金
・有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〕

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた交付対象者は、次の規則、要項に従わなければならない。

(1) 茨城県補助金等交付規則 (昭和 36 年茨城県規則第 67 号)

(2) いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項 (令和 6 年 5 月 9 日付け農技第 198 号。以下「要項」という。)

3 交付条件として、要項第 17 条に規定する事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額については、要項に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、当該金額を補助金額から減額して報告しなければならない。なお、要項に規定する実績報告書を提出した後において消費税仕入控除額が確定した場合には、

その金額（減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けて、これを返還することとなる。

- 5 交付対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 6 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 有機農産物新商品開発チャレンジ支援においては、要項第19条によらず、前項の財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めがない財産については、期間の定めなく）において、交付決定者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。
なお、財産の処分等の取扱いについては、国補事業（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じた取扱いを行うものとする。
- 8 前項に定める期間において、交付決定者の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 9 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、要項別記に定める財産管理台帳及びその関係書類を整備保管しなければならない。

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付決定通知書
(有機転換初年度のほ場環境整備等に対する支援)

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた交付対象者は、次の法律、要項、要領等に従わなければならない。なお、地方公共団体である交付対象者が更に地方公共団体以外の事業実施主体に当該補助金を交付する場合も、これに準じるものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)
- (2) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和 4 年 12 月 8 日付け 4 環バ第 245 号農林水産事務次官依命通知。以下「補正要綱」という。)又はみどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(令和 5 年 3 月 30 日付け 4 環バ第 465 号農林水産事務次官依命通知。以下「当初要綱」という。)
- (3) 茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項(令和 6 年 5 月 9 日付け農技第 198 号。以

下「要項」という。)

- 3 交付条件として、要項第 17 条に規定する事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。
- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額については、要項に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、当該金額を補助金額から減額して報告しなければならない。なお、要項に規定する実績報告書を提出した後において消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けて、これを返還することとなる。
- 5 交付対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 6 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 前項の財産のうち 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めがない財産については、期間の定めなく）において、交付決定者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が要項第 6 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 7 条第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - （2）本来の補助の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 8 前項に定める期間において、交付決定者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 9 補助事業により取得した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、補正要綱別記様式第 10 号又は当初要綱別記様式第 10 号の財産管理台帳及びその関係書類を整備

保管しなければならない。なお、補正要綱別記様式第 10 号又は当初要綱別記様式第 10 号の書式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができるものとする。

10 事業を遂行するため、売買、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

11 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、補正要綱別記様式第 12 号又は当初要綱別記様式第 12 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付決定通知書
(有機 JAS 認証取得支援)

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則第 5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助金の額	金	円

2 交付決定の通知を受けた交付対象者は、次の規則、要項に従わなければならない。

(1) 茨城県補助金等交付規則(昭和 36 年茨城県規則第 67 号)

(2) いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項(令和 6 年 5 月 9 日付け農技第 198 号。以下「要項」という。)

3 要項第 17 条に規定する事項に該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがある。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額については、要項に定めるところにより、その額が明らかになった場合には、当該金額を補助金額から減額して報告しなければならない。なお、要項に規定する実績報告書を提出した後において消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(減額して報告した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに報告するとともに、所長による返還命令を受けて、これを返還することとなる。

- 5 交付対象者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第2-6号（第7条第1項関係）

番 号
年 月 日

□□市・町・村長 殿

茨城県○○農林事務所長

○○年度いばらきオーガニックステップアップ事業にかかる交付決定について（通知）

〔 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援・規模拡大のための農地貸付協力金
・有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〕

年 月 日付で（事業実施主体名）から申請のあった標記補助金について、審査の結果、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

つきましては、事業の適正な執行に向けて特段のご配慮をお願いします。

記

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

（注） 補助事業の遂行に当たり注意を要すべき事項等がある場合は、別途記載すること。

様式第3号（第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
交付申請取下書

年 月 日付け 番 号 をもって交付決定通知があった標記補助金の申請について、
いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第8条第1項の規定に基づ
き、下記の事由により申請を取り下げます。

記

取下げの事由

様式第4号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
変更承認申請書

年 月 日付け 番 号 で交付決定のあった標記補助金について、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第9条第1項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 経費の配分及び負担区分

（変更前）

区分	事業の内容	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助 金 (A)	県費 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

(変更後)

区分	事業の内容	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助 金 (A)	県費 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税等仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかではない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 事業の完了予定年月日 ○〇年〇〇月〇〇日

(注) 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。なお、ウェブサイトにおいて添付すべき書類の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

様式第5号（第9条第1項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 番 号 で交付決定のあった標記補助金に係る事業を中止（廃止）
したいので、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金等交付要項第9条第1項の
規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 事業の遂行状況

（変更前）

区分	事業の 内容	補助事業に 要する経費 (A+B+C) 円	負担区分			備考
			国庫補助 金 (A) 円	県費 (B) 円	その他 (C) 円	
		円	円	円	円	
合 計						

(変更後)

区分	事業の内容	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助 金 (A)	県費 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

(本書提出時点での遂行状況)

区分	事業の内容	補助事業に 要する経費 (A+B+C)	負担区分			備考
			国庫補助 金 (A)	県費 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合 計						

3 中止の期間（廃止の時期）

4 事業実施の見通し（中止の場合）

(注) 1 2の備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかではない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 中止（廃止）の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。なお、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することで、当該資料を省略することができる。

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
変更等承認通知書

年 月 日付け 番 号 で申請のあった標記補助金に係る事業内容の変更等については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更等を承認（変更交付決定）する内容は、年 月 日付け 番 号 で申請のあった変更承認申請書（中止（廃止）承認申請書）に記載のとおりとする。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額については、次のとおりとする。

（1）変更後の補助事業に要する経費	金	円
（2）変更後の補助金の額	金	円
- 3 補助金交付の条件等については上記のほか、年 月 日付け 番 号 に記載のとおりとする。

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
事業遅延届

年 月 日付け 番 号 で交付決定のあった標記補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第11条第1項の規定により届け出ます。

記

1 当該事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 当該事業の遂行状況

区 分	総事業費	補助対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

（注） 遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

3 遅延に対して講じた措置

4 その他

様式第8号（第12条第1項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
事業遂行状況報告書

年 月 日付け 番 号 で交付決定のあった標記補助金について、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	補助対象 経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
			〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
概算払請求書

年 月 日付け 番 号 をもって交付決定通知のあった標記補助金について、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第13条第1項の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。（注1）

記

1 概算払いを必要とする理由

2 内訳

区分	(A) 補助対象 経費	左記のうち 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 〇月〇日 現在の出 来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	迄予定出 来高	金額	迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 1 下線部は、交付等要項第12条第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

2 概算払いを必要とする理由を明記し、必要に応じて資料を添付すること。ただし、記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 振込先口座

(1) 金融機関名及び支店名 :

(2) 口座種別 :

(3) 口座番号 :

(4) 口座名義 :

(5) フリガナ :

様式第 10 号（第 14 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
実績報告書

年 月 日付け 番 号 をもって交付決定通知のあった標記補助金について、下記のとおり実施したので、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

また、併せて、精算額として〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載） 金 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B)=(C)+ (D)+(E)+(F)	負担区分				備考
				国庫補助金 (C)	都道府県費 (D)	市町村費 (E)	その他 (F)	
		円	円	円	円	円	円	
合計								

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかではない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。
- 2 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

4 事業の完了年月日 ○〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

6 添付資料

(注) 添付資料については、財産管理台帳の写しのほか、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書等に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる）。

なお、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 番 号 をもって交付決定通知のあった標記補助金について、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 番 号 による確定額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - (2) 消費税確定申告書付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - (4) 事業実施主体が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省

略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 3 添付資料について、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を事業実施主体ごとに記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - (2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付資料について、ウェブサイトにおいて添付すべき資料の閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式第 12 号（第 14 条第 6 項関係）

番 号
年 月 日

茨城県〇〇農林事務所長 殿

所 在 地
交付対象者名
代 表 者

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
年度終了実績報告書

年 月 日付け 番 号 をもって交付決定通知のあった標記補助金について、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第 14 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

補助金事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助金事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助金事業が完了しなかった場合に提出するものとする。（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより、当該資料を省略することができる。

様式第 13 号（第 15 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

殿

茨城県〇〇農林事務所長

〇〇年度いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金（補助事業名を記載）
確定通知書

年 月 日付け 番 号 をもって実績報告のあった標記補助事業について、いばらき
オーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第 15 条第 1 項の規定により、下記の
とおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 14 号（第 15 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

□□市・町・村長 殿

茨城県○○農林事務所長

○○年度いばらきオーガニックステップアップ事業にかかる補助金の額の確定について
(通知)

〔 荒廃農地等を活用した生産農地確保の取組に対する支援・規模拡大のための農地貸付協力金
・有機農産物新商品開発チャレンジ支援 〕

年 月 日付で（事業実施主体名） から実績報告のあった標記補助事業について、
審査の結果、いばらきオーガニックステップアップ事業費補助金交付等要項第 15 条第 1 項
の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

(注) 特記事項等がある場合は、別途記載すること。